

静岡県告示第290号の15

県単独農業農村整備事業費等補助金交付要綱（平成8年静岡県告示第1018号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前				改正後			
別表				別表			
事業名	補助の対象		補助率	事業名	補助の対象		補助率
	採択基準	経費			採択基準	経費	
1 (略)	(略)			1 (略)	(略)		
2 自然災害防止事業（ため池）	ため池の整備を図るための事業で、静岡県地域防災計画に定められた地区にあり農地、農業用施設等の災害を事前に防止しようとするものであって、次の(1)及び(2)の要件を満たすもの	市町又は土地改良関係団体等が行う当該事業に要する経費	当該事業に要する経費の50パーセント以内				
3 (略)	(略)			2 (略)	(略)		

<u>4</u> (略)	(略)
<u>5</u> (略)	(略)
<u>6</u> (略)	(略)

様式第2号 (その1) (略)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)
 (県単独農業農村整備事業、自然災害防止事業、鳥獣害防止
 対策事業、基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業)
 (略)

<u>3</u> (略)	(略)
<u>4</u> (略)	(略)
<u>5</u> (略)	(略)

様式第2号 (その1) (略)

事業計画書 (変更事業計画書、事業実績書)
 (県単独農業農村整備事業、鳥獣害防止対策事業、基幹農業
 水利施設緊急突発事故復旧事業)
 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。